第

168

뮥

ァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

9月 6 н (1994年) 平成6年 火曜日

株式会社 船井総合研究所 編集発行人!

取締役三上

元

TEL:06-314-3901

## 、社長の別荘を保養所とする場合の注意点

Q:社長の別荘を会社で借りて保養所とし て利用する場合、税務上何か問題はあります か。

A: 税務上の問題点としては(1)社長に支払 う賃借料の額と(2)福利厚生費として費用処理 できる条件についてです。

## (1)社長に支払う賃借料の額

会社とそのオーナーである社長との間の質 貸借にあたっては、その賃料の決定が恣意的 になりやすいため注意が必要です。質料の決 定には、世間一般の賃料相場である第三者取 引価額を参考にし、具体的には、近隣の家賃 相場を参考にするか、その建物等に対する投 下資本金額の利回りを乗じて計算する方法な ど合理的な根拠に基き算定することになりま す。過大な賃料は、その過大部分は役員報酬 とされ、定められた役員報酬の額を超えると 過大役員報酬として損金不算入になります。 (2)費用処理できる条件

- ①社長への賃料が(1)により計算された金額 であること
- ②役員と従業員が平等に利用できること
- ③利用料金が世間並みであること

福利厚生施設としての保養所の利用方法につ いて、利用者の範囲、利用料金、利用方法等 の規定を作成し、その利用状況についても明 らかにしておく必要があります。

以上の条件のうち、一つでも満たさない場 合には、税務上、福利厚生費用として全額費 用処理できず、社長への役員報酬として認定 されることになります。







